

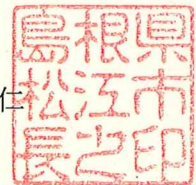
松江市告示第 343 号の 2

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て市内の字の区域を廃止したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この処分の効力は、松江市乃白田和土地区画整理事業施行区域内について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から生じる。

令和 7 年 7 月 11 日

松江市長 上 定 昭 仁



字を廃止する区域

町	字	地 番
乃白町	元宮	61 番 1 から 61 番 3 まで、62 番 1 から 62 番 3 まで
	勝負川原	72 番 1、72 番 3 から 72 番 7 まで
	輪ノ内	70 番 3、70 番 4、71 番 7、71 番 8、86 番 1、86 番 2、86 番 4、86 番 5、86 番 7、87 番 1 から 87 番 3 まで、87 番 7、88 番 1 から 88 番 7 まで、89 番 1 から 89 番 15 まで、90 番 4 から 90 番 8 まで、91 番 1、91 番 3、92 番 1、92 番 2、92 番 8、92 番 12、93 番 6、94 番 1 から 94 番 9 まで、95 番 1 から 95 番 5 まで、95 番 7 から 95 番 13 まで、108 番 2、109 番 2、110 番 2
	ハゲノ前	96 番 1 から 96 番 6 まで、96 番 8 から 96 番 11 まで、

	97 番 2、97 番 3、98 番 1、98 番 3、113 番 2、114 番 2
潜り松	115 番 1、115 番 2、115 番 4、115 番 5、132 番 2、132 番 3、133 番 1、133 番 2、155 番 1、155 番 2、156 番 1 から 156 番 3 まで、157 番 2
西廻	118 番 1、120 番 1、121 番 1、122 番 1、123 番 1 か ら 123 番 3 まで、124 番 1 から 124 番 3 まで、125 番 1 から 125 番 6 まで、126 番 1、126 番 2、127 番 1 か ら 127 番 3 まで、128 番 1 から 128 番 3 まで、129 番 1 から 129 番 4 まで
越前	195 番から 199 番まで、1279 番
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部	

(ただし、上記地番は令和 7 年 5 月 9 日現在のものである。)